会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後備置書類
（吸収分割に係る事後開示事項）

2026 年 11 月 20 日
山九株式会社

吸収分割に関する事後開示事項

2026 年 11 月 20 日

山九株式会社
代表取締役社長　CEO 中村　公大

山九株式会社（以下「当社」といいます。）は、サンキュウアセットマネジメント株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間において、2026 年 7 月 31 日付けで吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結し、2026 年 10 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、当社の不動産事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）株主による差止請求に係る手続（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 784 条の 2 に基づく差止請求の規定は適用されません。

（2）反対株主の株式買取請求に係る手続（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第 785 条に基づく株式買取請求の規定は適用されません。

（3）新株予約権買取請求に係る手続（会社法第 787 条）

本吸収分割において、新株予約権買取請求に係る手続はありません。

（4）債権者異議に係る手続（会社法第 789 条）

本吸収分割については、当社が重畳的債務引受の方法により引き続き債務を負担するため、本吸収分割後も当社に対して債務の履行を請求することができます。したがって、本吸収分割においては、会社法第 789 条第 1 項第 2 号に規定する異議を述べることができる債権者が存在しないため、同条に基づく債権者異議手続は実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）差止請求にかかる手続き（会社法第 796 条の 2）

本吸収分割について、吸収分割承継会社の株主から差止請求はありませんでした。

（2）株式買取請求に係る手続（会社法第 797 条）

本吸収分割について、反対株主による株式買取請求はありませんでした。

（3）債権者保護手続（会社法第 799 条）

承継会社は、2026 年 8 月 12 日に債権者に対し官報および個別催告にて本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限である 2026 年 9 月 12 日までに、本件吸収分割に対して異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割承継会社が承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、2026 年 7 月 31 日付けで締結した吸収分割契約書に定める事業およびこれに関連する資産、負債その他の権利義務を当社から承継しました。当社から引き継いだ資産および負債の額は別紙のとおりです。

5. 吸収分割による変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 項）

2026 年 10 月 9 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

吸収分承継会社は、本件吸収分割に際して、株式の交付及びその割当ては行っておりません。

以　上

別紙

吸収分割に伴う承継資産の額および減少させる株主資本の額

2026 年 10 月 1 日付

単位：百万円

資産		負債・資本金	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
前払費用	216	その他資本剰余金	44
差入保証金	1,075	その他利益剰余金 (繰越利益剰余金)	1,247
	1,292	合計	1,292

承継会社においても同額引継ぎます。